

総務委員会委員長報告書

令和 6 年 3 月 1 9 日

総務委員会に付託されました議案 8 件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 2 号「専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度流山市一般会計補正予算（第 7 号））」について申し上げます。

本案は、能登半島地震で甚大な被害を受けた姉妹都市である能登町へ代理で受け入れたふるさと納税寄附金を支出する経費を新たに計上するほか、経済対策として国の交付金を活用し、住民税均等割のみ課税世帯に 1 世帯当たり 7 万円の給付金を支給するとともに、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯において扶養されている 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円の給付金を支給するための経費などについて、特に緊急を要したため、令和 6 年 1 月 26 日付けで令和 5 年度流山市一般会計補正予算（第 7 号）について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ 4 億 2,834 万 8 千円を追加し、930 億 8,388 万 2 千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決定しました。

次に、議案第 3 号「令和 5 年度流山市一般会計補正予算（第 8 号）」について申し上げます。

本案は、国の令和 5 年度第 1 次補正予算を活用して、令和 6 年度に予定していた江戸川台小学校リニューアル工事など、主に教育環境の整備について今年度に前倒して行う経費を追加するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の減額等、決算的見地から所要の補正を行うものです。

また、これらに関連する歳入の追加等所要の補正を行うほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債の変更等を行い、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ 7 億 9,184 万 6 千円を追加し、938 億 7,572 万 8 千円とするものです。

審査の過程の討論として

- 1 1 点指摘し、反対の立場で討論する。

学校校舎の改修など決算的見地や国の補正に対応する前倒し、また、市民要望が大いに本補正予算には盛り込まれていると捉えており、本来は賛成であると考えている。しかし、流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業については、一度、区画整理で整備済みのところを、新たに再整備をするもので、答弁でも、総事業費が５億２，７００万円にも達し、そのうち地方債は３億円にもなっており、電柱移設については、十分な交渉もないまま、電柱９本の移設に２，７４０万５千円も投じることになっている。

その一方で、現在、小児救急も含めて、救急体制が大きな岐路に立っており、南流山中学校移転先用地・建物買取事業についても、財源の保障について厳しさも伝わってきた。本来流山市が行うべき業務としては優先順位が逆立ちしていると言わざるを得ず、また、ＳＮＳで市長名がつくような道路の再整備などは、不要不急と考え、本補正予算は反対とする。

２ １点要望し、賛成の立場で討論する。

今回の補正予算では、国の令和５年度第１次補正予算を活用して、令和６年度に予定していた教育環境の整備について、今年度に前倒しをして行う経費に追加するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の減額補正等、決算的見地から所要の補正が行われていることを確認することができた。

また、物価高騰が続く中、今後も市内事業者並びに市民の経済的負担の軽減を図られるよう財源の確保に努めていただき、的確な事業実施をされていくことを要望する。

３ 賛成の立場で討論する。

不明な点は、質疑をする過程でほぼ確認でき、概ね適正な内容と判断した。

また、許容想定範囲で、執行部も厳しい財源の中で、やりくりしていることを理解できたので賛成する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第８号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」について申し上げます。

本案は、建築基準法の一部改正に伴い、新たな特例許認可制度が創設

されることから当該制度に係る事務の手数料を追加するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可の審査に係る手数料の額を改定するほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第4号「流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について申し上げます。

本案は、流山市予防接種健康被害調査委員会を構成する委員のうち、関係行政機関の職員の定数を改めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号「流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、同法別表第2が廃止されることに伴い、同表を引用している条文を改めるほか、国民健康保険法等の一部改正により、健康保険証が廃止されることに伴い、健康保険証の記載情報の確認を行っている事務について、当該情報を庁内連携において利用する特定個人情報として追加するものです。

審査の過程の討論として

1 反対の立場で討論する。

本議案は、政府が決定したマイナ保険証の押しつけ・義務化、現行の紙の保険証廃止に伴う条例の一部改正であることから反対する。

そもそも国民皆保険制度の日本で、紙の健康保険証を廃止することは、マイナンバーカードの事実上の強制となり、本人の申請により発行するという条文を明記している番号法に違反するものと考えている。

また、医療データは究極の個人情報と言えるが、義務化、一本化のために、次々なし崩しにされていると捉えている。今、マイナ保険証をめぐっては、自治体などから集めた調査でも、ひもづけミスが見つかったり、他人の健康保険証の情報が登録されているケースや、人的ミスな

どの入力ミスなども発覚しており、人命や健康に関わる重大な支障になりかねないと捉えている。以上の理由から、本案には反対とする。

2 賛成の立場で討論する。

マイナンバー制度は、国の法制度として、大問題であることは認識しているが、本市だけ上位法の改正に従わず実施しないことは、かえって社会を混乱させるものである。

また、質疑の中で不利益を被る人はいないことも確認できたことから賛成する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号「流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について申し上げます。

本案は、流山市いじめ対策調査会委員及び流山市学校事故調査委員会委員の報酬について、活動の実態に則した報酬体系に整備するものです。

審査の過程の討論として

1 3点要望し、賛成の立場で討論する。

いじめ対策調査会の実際の活動を後押しし、専門性の高い人員を確保し続けるための条例改正であることから賛成するが、以下3点、要望する。

- 1 いじめは暴力であり、取り返しのつかない人権侵害であることを子どもも、保護者も、教職員もさらに深く受け止められるよう、様々な機会を通じて引き続き伝えていただきたい。特に、いじめ被害者及びいじめを注意したことをきっかけにいじめの対象となり、被害に遭い不登校となるようなケースなどについては、安全配慮の義務を果たす立場から学校生活上の保障を、最優先していただきたい。
- 2 各学校の担任任せにすることなく、市を挙げて、保護者や地域団体、関係行政機関がいじめを起こさせない、見逃さない環境づくりについて、啓発・啓蒙できるよう6月27日から7月3日までの「いじめ防止強化週間」を積極的に活かしていただきたい。
- 3 学校現場からいじめを防止し、無くす目標に向かって、教員に対する過重労働の早期軽減と解消、寄り添い・付き添い体制の充実強化に向けた教員等の人員体制の強化・充実、カウンセラー等専門職

の正規雇用化と大幅な増員と、人材育成計画の策定、また、市教育委員会に一般職員の増員を進めて、教員免許を有する職員の事務負担の軽減を図っていただきたい。

以上、３点を要望し賛成とする。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第７号「流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を開始するとともに、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定を行うほか、所要の改正を行うものです。

審査の過程の討論として

１ １点要望し、賛成の立場で討論する。

安上がりな不安定雇用の是正は待ったなしであり、とりわけ、性別格差を助長させているとの指摘もある会計年度任用職員の処遇改善の一步にあたることから賛成する。同時に、人材育成計画に基づき、全ての職員が住民福祉の増進に寄与していることを体现でき、働き甲斐のある職場環境となるよう、引き続き処遇改善にあたるとともに、大量解雇とならないよう常勤化・正規職員化への切り替えを強く求め賛成とする。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第９号「財産の取得について（市野谷小学校用地）」について申し上げます。

本案は、新設校である市野谷小学校の用地を購入するものです。

審査の過程の討論として

１ １点指摘要望して、賛成の立場で討論する。

義務教育上、児童の増加に対応する教室不足対策として計画された新設校であることから、校舎部分の土地購入はやむを得ないと考える。ただし、流山市と千葉県の財政力に大きな違いがあることや、運動公園地区の区画整理事業における事業費の負担の軽減、また保留地の販売促進に寄与する新設小学校であることから、用地の売買価格については、平米単価を１５万円ではなく、その２分の１程度の負担に抑えるべきでは

なかったのかと考える。

ぜひ、引き続き千葉県に対しても、交渉し流山市の財政負担が一步でも軽減できるよう要望して賛成とする。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上